

明日香村防災リーフレット改訂業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本仕様書は、明日香村（以下「甲」という。）が委託する「明日香村防災リーフレット改訂業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、業務の適正を期すため、受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項について定めるものとする。

第2条（目的）

本業務は、近年のゲリラ豪雨や予想される南海トラフ巨大地震に備えて、住民に自らの身の安全を確保するために必要な避難情報をわかりやすく提供し、地域防災に関する住民の意識向上を図ることを目的として、明日香村防災リーフレットを作成するものとする。

第3条（準拠する法令等）本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠して行うものとする。

1. 災害対策基本法
2. 災害救助法
3. 水防法
4. 土砂災害防止法
5. 河川法
6. 防災基本計画
7. 奈良県地域防災計画
8. 奈良県地域防災活動推進条例
9. 明日香村地域防災計画
10. その他関係法令及び基準等

第4条（準拠する主な図書及び基準類）本業務は、本仕様書によるほか、次の図書及び基準類に準拠して行うものとする。

1. 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省）
2. 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月 内閣府（防災担当））
3. 防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて（令和6年6月 防災気象情報に関する検討会）
4. 奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月 奈良県）
5. 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
6. 土砂災害地域防災マップづくりガイドライン（平成27年2月 奈良県）
7. その他関係基準

第5条（疑義等）

本業務の実施にあたり、「乙」は「甲」と常に連携をとり、本仕様書に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、「甲」とその都度協議し、その指示に従うものとする。

第6条（提出書類）

「乙」は、契約締結後、速やかに「甲」と十分な打合せを行い、下記に示す書類を「甲」に提出し、承認を受けるものとする。

1. 業務実施計画書
2. 着手届
3. 管理技術者及び照査技術者届
4. 配置予定技術者の資格を証する書類の写し
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの「河川・砂防」部門の登録を証する書類
6. 業務委託工程表
7. その他「甲」が必要と認める書類

第7条（管理技術者及び照査技術者）

「乙」は、委託業務を実施する上で、防災・減災情報に精通した者を配置技術者として選任しなければならない。なお、管理技術者及び照査技術者は業務全般にわたり、高度な技術と十分な実務経験を有する者を配置すること。

また、管理技術者及び照査技術者は技術士（総合技術監理部門：河川・砂防及び海岸・海洋又は建設部門：河川・砂防及び海岸・海洋）又はシビルコンサルティングマネージャー（河川・砂防）の資格を有する者を配置すること。

第8条（守秘義務及び個人情報の保護）

「乙」は、下記の認証を取得している者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施できる者でなければならない。

- (1) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認

JISQ27001（ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム）

- (2) （財）情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証

JISQ15001（プライバシーマーク）

なお、「乙」の認証取得が不十分と判断した場合は、落札後であっても契約を解除する。

第9条（貸与資料）

「甲」は、本業務の実施にあたり必要となる資料を「乙」に貸与するものとする。「乙」は貸与される資料については、そのリストを作成して「甲」に提出し、その資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、作業上必要があっても「甲」の承諾なくして複製してはならないものとする。なお、業務終了後は直ちに返却するものとする。また、本業務に関連して上記以外の資料を使用する場合は、あらかじめ「甲」と協議したうえで使用するものとする。

第10条（工期）

本業務の工期は、契約日から令和8年12月25日までとする。

第11条（成果品の帰属）

本業務で得られた成果品及び中間成果物の著作権等については、全て「甲」に帰属するものとする。

第12条（損害賠償）

本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は「乙」が負い、発生原因、経過、被害等の状況を「甲」に速やかに報告するとともに、「甲」の指示に従うものとする。

第2章 業務内容

第13条（業務対象地域）

本業務は、明日香村防災リーフレット作成範囲を対象とする。

第14条（作業数量）

本業務の作業数量は、下記のとおりとする。

- (1) 計画準備 1 式
- (2) 打合せ協議 1 式
- (3) 防災リーフレット原案作成 1 式
- (4) 防災リーフレット印刷（A2 版・両面フルカラー・3 地区） 4,000 部

第15条（計画準備）

業務を円滑に実施するために必要な資料を収集・整理する。また、作業工程を検討し、作業体制を準備するとともに、業務全般にわたる実施計画書の作成を行うものとする。

第16条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（1 回）、成果品納入時の計 3 回を原則とするが、作業の進捗状況に応じて、適宜行うものとする。

第17条（資料収集及び整理）

本業務に必要な甲所有の既存資料については貸与するものとする。また、業務に必要なその他資料の収集、整理を行うものとし、主たる資料について以下に示す。

- (1) 奈良県河川浸水想定区域図（飛鳥川、高取川及び対象中小河川：Shape 形式、PDF 形式）
- (2) 地形情報（Shape もしくは DM 形式）
数値地図 25,000（地図画像）奈良 国土地理院
- (3) 奈良県震度分布図（地図データ、紙）及び関連資料
- (4) 奈良県液状化危険度予測図（地図データ、紙）及び関連資料
- (5) 土砂災害(特別)警戒区域（Shape 形式）
- (6) 明日香村地域防災計画書および付属資料
- (7) 行政施設（奈良県及び明日香村の消防・警察関連施設）名称、所在地、連絡先等の情報
- (8) 医療機関名称、所在地、連絡先等の情報
- (9) 要援護者関連施設名称、所在地、連絡先等の情報
- (10) 過去の災害に関する文献、写真等
- (11) その他必要資料

(防災リーフレット原案作成)

第18条（基本事項の検討） 村内で発生する可能性のある自然災害に関する各種災害危険区域の情報（飛鳥川・高取川河川及び中小河川の浸水想定区域図や土砂災害(特別)警戒区域、浸水実績等）を基に、防災リーフレット作成に必要な基本事項を検討するものとする。

1. 作成対象範囲

作成対象範囲は、明日香村全域を3地区に分け、それぞれA2版で作成するものとする。

2. 防災リーフレットの基図の作成

最新の地形図を防災リーフレットの基図として作成する。

3. 防災リーフレットにおける表示事項防災情報として、中小河川を反映した浸水想定区域や浸水深等を表示するとともに、減災情報として要避難地区等を表示するものとする。

(1) 浸水想定区域

(2) 浸水深ランク

(3) 避難場所等

飛鳥川・高取川河川及び中小河川の浸水想定区域図を基に、「要避難地区」については、避難場所の方向をハザードマップに表示するものとする。

(4) 避難時の注意箇所等 作成対象範囲に河川浸水想定区域(想定最大規模の水害による区域、早期の避難が必要な区域等を含む)、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域など避難路選択に必要な情報を記載する。

(5) 減災への教育・啓発 住民等に対して、常日頃から実施しておくべき、災害への備えや、災害が発生した時の初動となる身を守る行動等について記載するものとする。

(6) 複合災害マップの作成 住民等が複合災害の危険認識が可能となるよう、予想される複合災害で、河川浸水想定区域と土砂災害警戒区域とが重なるような地域は、複合災害の各災害特性を記載した複合災害地域として作成するものとする。

4. 地図表現防災リーフレットに記載する情報は、可能な限りユニバーサルデザインを採用し、ピクトグラムで表現するものとする。

第19条（避難勧告情報の記載）

1. 避難時の心得を記載各地区から避難場所等までの移動方法、避難が困難な場合の対処方法、夜間時の避難対策など、地区特性を考慮した避難時の心得を記載するものとする。

2. 避難勧告等に関する事項の記載

(1) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月 内閣府（防災担当））を参考にして、わかりやすく記載するものとする。

(2) 浸水が想定される区域における避難行動の解説と留意点

「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を記載するものとする。

第20条（防災リーフレット原案作成） 共通項目の記載事項の検討

「乙」は、防災リーフレットに必要な不可欠な項目を検討したうえで、各地域の災害特性を考慮した内容とし、指定避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を各防災リーフレットで識別ができるような工夫を行うものとする。

第21条（防災リーフレット原案作成）地域項目の記載事項の検討

「乙」は、防災リーフレットに必要な応じて記載する地域項目として、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における意識啓発等に役立つ項目の中から、以下の内容を参考にして具体的に「甲」との協議を行い決定するものとする。

1. 避難場所一覧
2. 地震災害に関する情報の伝達方法
 - (1) 災害時要援護者関連施設への伝達経路
 - (2) 地域関係住民への伝達経路
3. 豪雨災害に関する情報の伝達方法
 - (1) 災害時要援護者関連施設への伝達経路
 - (2) 地域関係住民への伝達経路
4. 主要な避難路に関する事項
5. その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項
 - (1) 雨量情報
 - (2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供に留意し、首長が警戒レベルに対応した避難勧告等を発令するまでの流れと、住民がとるべき行動及び防災気象情報（2026年5月28日の改訂を反映すること）、水位情報等の入手先を掲載する。
 - (3) 避難時危険箇所
住民が避難行動を取る際に、浸水等の危険が及ぶことが想定される箇所を記載する。
 - (4) 震度分布及び液状化危険度に関する区域
 - (5) 液状化の特徴
 - (6) 河川洪水による浸水に関する危険区域(早期の立ち退き避難が必要な区域等)
 - (7) 河川洪水による浸水の特徴(浸水継続時間等)
 - (8) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の位置
 - (9) 土砂災害の特徴
 - (10) 避難が困難な場合の対処方法
 - (11) 避難時の心得
 - (12) 避難時の携行物
 - (13) 夜間時の避難の心得
 - (14) 避難訓練の実施
 - (15) 災害に備えた事前の心構え
 - (16) 既往災害に関する情報
 - (17) 観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報
 - (18) 災害時要援護者に対する配慮
 - (19) その他

第22条（防災リーフレット印刷原稿作成及び印刷）

「乙」は、とりまとめた情報をもとに、防災リーフレットの印刷用原稿（地図面、啓発面）をイラストレーターで作成するものとする。なお、テスト印刷をもとに「甲」の了承を得てから本印刷を行うものとする。

第23条（成果品等の照査及び検査）

「乙」は、本業務を進めるに当たり、検討過程の要所あるいは主要工程の検討内容の妥当性について、照査を実施するものとする。

第3章 成果品

第24条（成果品）

「乙」は、本業務の検討経緯や作業手順などを簡潔に業務報告書に取りまとめるとともに、以下のものを納品するものとする。

- ① 報告書（A4サイズ チューブファイル） 2部
- ② 報告書電子データ（Word・PDF形式 CD-R） 1式
- ③ GIS データ（防災マップ;shape形式 CD-R） 1式
- ④ 防災リーフレット原稿 A2版（PDF・AIファイル） 1式
- ⑤ 防災リーフレット印刷物（A2版・両面フルカラー）4,000部 納入は、明日香村役場へ一括搬入するものとする。

以上